

P C B 廃棄物を保管する事業場を変更する場合の手続の流れ

事前に寝屋川市環境保全課へ御相談ください。



移動の日の1か月前までに、移動に係る計画書等の必要な書類を寝屋川市環境保全課へ提出してください。

●移動計画書の内容

- ・移動しなければならない理由
- ・移動元、移動先の名称、所在地
- ・運搬計画
- ・搬出、運搬、搬入時の確認事項及び安全措置等
- ・事故時の対応等
- ・その他

※詳細は「移動に係る計画書項目例」を御確認ください。

※移動計画書は、環境省から示されている「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」に則る内容で作成してください。

※許可業者に運搬を委託する場合は、書面による契約締結、運搬基準の遵守、マニフェストの交付を行ってください。また、運搬業者との契約書の写しを移動計画書に添付して提出してください。



移動計画書に沿って移動を行ってください。



移動後10日以内に以下の書類を寝屋川市環境保全課へ提出してください。

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書
- ・移動後の保管場所の図面
- ・移動後の保管状況の写真
- ・P C B 使用電気機器保管状況巡視点検記録簿

※移動元・移動先のどちらかが寝屋川市域以外の場合には、担当府県市の担当課にも事前に御連絡してください。